

国家と私たち

憲法を考えてみましょう

1. 国家権力

a. 「権力」とはなにか？

他人をおさえつけ支配する力。支配者が被支配者に加える強制力。

(広辞苑第7版)

他人を支配し従わせる力。特に国家や政府が国民に対して持っている強制力。

(大辞林第4版)

他人を強制し服従させる力。特に国家や政府などが持つ、国民に対する強制力。

(大辞泉第2版)

たとえば「これをしろ」とさせる力、反対に「それはするな」とさせない力。

権力は「支配」と関係している。

b. 「権力」を持つ者

数が多い（多数派）

お金や富を持つ（富裕層）

大きな影響力（マス・メディア）

恐怖感を与える（暴力団、軍隊、警察）

権力をもつ最大の「組織」…それが国家

国家権力は、絶対王政でも、軍事独裁政権でも、

たとえ民主主義であっても存在する。

国家権力が大きな木だとすると、政府は幹、警察や軍隊は枝のようなもの。

国家に反抗する者を実力（暴力を含む）で黙らせ、罰することができる。

c. 戦争に向かう国家の特徴

国家の価値観を押しつける。
市民を敵視し、犯罪予備軍とみなす。
人々の生活を監視し、介入する。
個人情報収集する。
自らの情報は秘匿する。・・・「秘密法」が必要なわけです。

d. 権力の性質

権力は「自由」を好まない

自分の価値観を持つ。それが自由。
国家の価値観と合わないこともある。

気をつけたいのは、
自由 ≠ 自己中 であること。

権力は人々の連帯を嫌う

人はみな自由に生きたい。
ひとりひとは微力でも、団結されると大きな力を発揮するので、分断を図り、
お互いがいがみ合うよう誘導する。(優遇される者とそうでない者をつくる)
それぞれの「違い」を強調する。

e. 「共謀罪」はテロ対策？

五輪開催のために必要？
話し合っただけで犯罪成立。
恣意的な運用の予感。
一般市民は対象外というが…
平和活動は組織的犯罪集団？
戦前・戦中の治安維持法とソックリ。

2. 憲法とはなにか？

a. 大日本帝国憲法（明治憲法）

主権者は天皇ただひとり

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第2章 臣民権利義務（18～32条）

残りは国民ではなく臣民（家来）

↓

民主主義の憲法ではない。

国家権力は、放っておくとロクなことをしない。

自分たちのために好き勝手を始める。

やめさせようとする人々を排除する。

暴走を始めたなら止められない。

b. 憲法の役割

憲法が国家権力を「縛る」

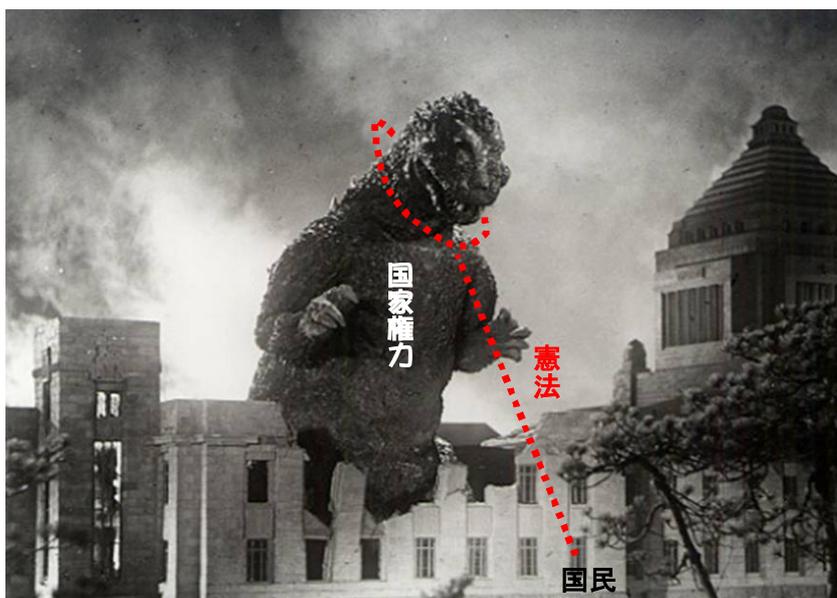
余計なことをさせないため。

好き勝手を始めさせないため。

暴走させないため。

強い力を持つ国家から私たちの権利をまもるため。

立憲主義（近代国家の到達点）



c. 憲法は米国の押しつけか？

GHQは日本人の研究も採り入れて提案した。そして審議・議決したのは日本人の日本政府。それが重要だ。

押しつけられたとすれば、誰が？ それは大日本帝国憲法下の国家権力。私たちはこの憲法を歓迎した。

しかし…

私たちの自由、平等、民主主義は、私たち日本人（自己）が戦って獲得したのではなく、敗戦によって占領軍（他者）に与えてもらったもの。

自分で解決するのではなく、誰かが何かしてくれるのを待つ習慣がついた？

民主主義の神髄は「権力に支配にされない」ということ。

3. 共謀罪が必要なほんとうの理由

a. 分断のためのレッテル貼り

戦前・戦中は非国民、国賊、アカ、左翼、主義者、シンパ…
今日では反日、プロ市民、パヨク？

レッテルを貼られないために…、自ら進んで「レッテルを貼る側」になる。
非国民と呼ばれないため、積極的に非国民を探し出して通報。
(それだけが非国民でない証明になる)

↓

相互監視と密告の奨励。
誰もお互いを信用できない。
人々の連帯を阻止＝コミュニティ破壊

b. 裏切りと密告の社会がやってくる

うなずく、目配せでも「共謀罪」。
実行しなくても罪を免れない。
政府による電話盗聴、メール盗み見。
「司法取引」の導入で、自首すれば罪が免除または軽くなることもある。

↓

これがないと「テロ対策」できない？

4. 日本国憲法のめざすもの

3本の柱

国民主権
基本的人権の尊重
(絶対的) 平和主義

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに**することを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その**権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する**。これは**人類普遍の原理**であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、**恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想**を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して**、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、**平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去**しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。

われらは、**いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない**のであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

理想と現実のはざまで

理想は、実現されていないからこそ、理想と呼ばれる。

人類は理想を目指して挑戦してきたし、これからも挑戦しなければならない。

想像 イマジン なくして クリエイト 創造 はありえない。

5. 憲法を改定すること

a. 憲法制定から70年が過ぎた

「古くなったから変えよう」という主張



自民党の新憲法草案は、もっと古くさい

「他国でも憲法改定は行われている」という主張



多くは追加条項

b. 憲法をまもらなければならないのは誰か？

憲法尊重擁護義務

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

まもらなければならないのは、私たち国民ではない！

c. 改憲の問題点

憲法を変えたらいけないわけではない。

第96条には改正手続きが記されている。

憲法尊重擁護義務を負う者が「変えよう」と言い出したのは…。

自分たちを縛る憲法を変える、その狙いは何だ？

「憲法を変える」とは何か？

憲法を変える＝別の価値観への移行、つまり違う種類の国になるということ。

ところで今の憲法で困っている人って、いるの？

いるとすれば、それは誰？

「日本丸」の針路

国民は乗客ではなく、乗組員（クルー）。

船長に問題があれば交代させる。

日頃から政治に関心を持ち、考え、正しく判断し、行動する勇気を持つ。

もっといい世界を目指し、美しい海原を進むために。

<参考文献>

- 小林節、伊藤真、『自民党憲法改正草案にダメ出し食らわす！』、合同出版、2013年、ISBN 978-4-7726-1132-9、1,300円。
- 伊藤真、『伊藤真の日本一やさしい「憲法」の授業』、KADOKAWA、2017年、ISBN 978-4-04-601993-6、1,400円。
- 伊藤真、『赤ペンチェック 自民党憲法改正草案[増補版]』、大月書店、2016年、ISBN 978-4-272-21115-9、1,000円
- 伊藤真、『10代の憲法な毎日』、岩波ジュニア新書、2014年、ISBN 978-4-00-500788-2、840円。
- 伊藤真、『中高生のための憲法教室』、岩波ジュニア新書、2009年、ISBN 978-4-00-500612-0、840円。
- 伊藤真、『憲法の力』、集英社新書、2007年、ISBN 978-4-08-720399-8、720円。
- 田村理、『僕らの憲法学：「使い方」教えます』、ちくまプリマー新書、2008年、ISBN 978-4-480-68776-0、760円。
- 田村理、『国家は僕らをまもらない：愛と自由の憲法論』、朝日新書、2007年、ISBN 978-4-02-273139-5、740円。
- 自民党の憲法草案を爆発的にひろめる有志連合、『あたらしい憲法草案のはなし』、太郎次郎社エディタス、2016年、ISBN 978-4-8118-0793-5、741円。
- 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会、解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会、盗聴法廃止ネットワーク（編）、『一からわかる共謀罪：話し合うことが罪になる』、日本消費者連盟、2017年、200円。
- 堤未果、『政府は必ず嘘をつく[増補版]』、角川新書、2016年、ISBN 978-4-04-082060-6、800円。
- りぼん・ぷろじえくと、『新・戦争のつくりかた』、マガジンハウス、2014年、ISBN 978-4-8387-2710-0、1,000円。
- 辺見庸、『抵抗論』、講談社文庫、2005年、ISBN 4-06-275250-6、¥590。
- 斎藤貴男、『安心のファシズム：支配されたがる人びと』、岩波新書、2004年、ISBN 4-00-430897-6、¥700。
- フランク・パヴロフ（物語）、ヴィンセント・ギャロ（絵）、『茶色の朝』、大月書店、2003年、ISBN 4-272-60047-8、¥1,000。